

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月11日現在

機関番号：11601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K16854

研究課題名(和文) 近世神聖ローマ帝国の宗派問題 複数宗派併存社会における帝国国制の機能の研究

研究課題名(英文) Religious Conflict in the Early Modern Holy Roman Empire. Research about functions of 'Reichsverfassung' in the Multiconfessional Society.

研究代表者

鍵和田 賢 (KAGIWADA, Satoshi)

福島大学・人間発達文化学類・准教授

研究者番号：70723716

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、異なる信仰を持つ集団同士が、紛争を経つつもいかにして「共存」を実践していたのかを、カトリック・プロテスタントの宗派対立に揺れていた近世神聖ローマ帝国を対象に明らかにすることを旨とした。具体的には都市ケルンを対象として、当市で生じた宗派紛争とその解決策を分析した。分析の結果、宗派紛争とは純粋な宗教的理由から生じたものでは必ずしもなく、しばしば非宗教的要因が宗派紛争に転化していたこと、紛争当事者はある程度戦略的に「宗派問題化」させていたこと、宗派対立そのものの解消ではなく紛争の原因となった非宗教的要因の解決により妥協が図られていたことが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

近世西欧の宗派対立期についての歴史研究においては、人々が異宗派の隣人たちと日常生活を送るなかで「実態としての宗教的寛容」が形成されていったことが指摘されている。これらの研究は宗派紛争を防ぐ試みに関心を寄せる反面、宗派紛争が発生するメカニズムそのものに対する関心が相対的に弱かった。本研究は、非宗教的要因が「宗派問題化」する過程を詳細に明らかにすることで、先行研究のそのような課題に一定の解決策を示すことができた。

本研究から得られた宗派紛争のメカニズムに関する知見は、現在世界各地で課題となっている、宗教間の対立をいかに防止し共存を図っていくかという問題に一定の示唆を与えるものであると思われる。

研究成果の概要(英文)： This study focused on how different religious groups had managed to maintain the 'Co-Existence' dealing with religious conflicts in the early modern imperial city, Cologne.

As results of this study, we found following points. First, religious conflicts not always occurred because of religious rites or something like this, but non-religious matters often brought about religious conflicts. Second, actors being involved in the conflicts to some extent on purpose turned non-religious conflicts into religious conflicts. Third, these actors often tried to resolve the conflicts by compromising about those non-religious matters, while putting off to deal with religious oppositions itself.

研究分野：ヨーロッパ近世史

キーワード：宗教間対立の原因とその解決方法 宗教的寛容の形成の歴史的背景 近世神聖ローマ帝国における紛争解決のあり方

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究申請時の背景となった研究動向は、(1)ヨーロッパ近世史における「宗教的寛容の社会史」研究、(2)近世後期の神聖ローマ帝国国制史研究である。

(1)「宗教的寛容の社会史」研究

ヨーロッパ史における宗教的寛容の形成をめぐる議論は、近年においては従来の「啓蒙期知識人による思想的産物」という理解から、「民衆レベルにおける行為・経験の蓄積の帰結」という理解に移行しつつある。近世社会は、従来想定されていたような宗派ごとに明確に色分けされた地図によって構成されていたのではなく、同一地域内に複数宗派が併存・混在していた。「宗教的寛容の社会史」研究は、そのような複数宗派混在地域のなかに暮らす人々が日常生活のなかでどのように紛争を回避し「共存」を成り立たせていたのかに注目し、このような民衆レベルでの「共存」の工夫が近代西欧の宗教的寛容概念をもたらしたとする[Kaplan 2007]。宗教的寛容の形成を論じるに当たり、個別地域の宗派併存の事例を検討する必要性が高まっているのである。

(2) 神聖ローマ帝国国制史

近世後期の帝国国制の枠組みを成したのは、ヴェストファーレン講和条約とされる。かつて「帝国の死亡証書」として否定的に評価された同条約であるが、近年の帝国国制史研究においては近世帝国の連邦制的国制を保障したものであるとして積極的に評価されるようになった。宗派に関しても、同条約は帝国内の宗派紛争を法的に解決できる枠組みを作り、宗派の「脱政治化」を促進したという評価がなされている[Schilling 1988]。

しかし、ヴェストファーレン講和条約に対するこのような理解には、反論も提起されている。すなわち、個別地域においては18世紀後半に至るまで宗派紛争が多数存在したことが指摘され、条約の条文自体もむしろ宗派の「政治化」を強化する意味を持ち得たことが指摘されている[Kleinehagenbrock 2010]。近年においては、条約の規定が実効性を持つか否かは、個別地域における紛争当事者間の交渉や帝国諸機関による調停の試みなどによって左右されたとする指摘もなされている[Braun/Wischmeyer 2010]。帝国国制史研究においても、個別地域の事例研究から帝国国制の機能の実態を解明することが重要とされている。

本研究は、上記の(1)(2)の研究動向を踏まえた上で、個別地域における宗派併存の事例研究と帝国国制史研究を結びつけることを意図して構想された。

2. 研究の目的

本研究の目的は、個別地域における宗派併存の事例を帝国国制史研究と結びつけることにより、人々の日常生活のなかで試みられた「共存」をより広い視野から評価することである。具体的には、(1)都市ケルンにおいて日常レベルでの宗派間の「共存」がどのように試みられていたかを明らかにした後に、(2)ケルンで生じた宗派紛争を取り上げそのような「共存」がいかなる条件の下で動揺し紛争に至るのか、紛争に際して帝国法・帝国諸機関がどのように紛争当事者に利用され、紛争の解決に当たりどのような役割を果たしたのかを明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

(1) 都市ケルンにおける日常レベルでの宗派間の「共存」の試みの分析

17世紀後半の都市ケルンにおいて、カトリックが公認宗派であるなかで非公認宗派であるプロテスタント住民がどのように自己の信仰を維持していたのかを分析した。具体的には、プロテスタント住民の信徒共同体の議事録を用いて、プロテスタントの典礼活動が公式には禁止されている状況下で営まれていた信仰のあり方を分析した。

(2) 都市ケルンにおける宗派紛争の分析

18世紀初頭に生じた「居留民条令問題」を取り上げ分析した。「居留民条令」とは1714年に制定された、市内に居住する市民権非保持者の権利と義務を規定した条令であるが、これがプロテスタント住民の経済活動を大幅に制限する内容を含んでいたことから、プロテスタント住民を原告としケルン都市参事会を被告とする帝国裁判所への訴訟が行われた。訴訟に関連する各種の史料を用いて、原告側・被告側の主張、双方による帝国法の解釈・運用、帝国機関による調停機能、紛争解決の過程について分析した。

4. 研究成果

(1) 都市ケルンにおける日常レベルでの宗派間の「共存」の試みの分析

研究の主な成果

得られた研究成果については、「信仰のために「国境」を越える 近世都市ケルンにおける改革派プロテスタントの「越境典礼」として論文化した。17世紀後半のケルンにおいては、プロテスタント住民が当該信仰を公認している隣接領邦へと日帰り越境し典礼に参加する「越境典礼」およびプロテスタント住民が私邸内で個人的に典礼を行う市壁内典礼が行われていた。これらの典礼活動は、ヴェストファーレン講和条約において認められているものであり、都市参事会は講和条約を遵守する立場からこれらの典礼活動を黙認していた。

これらの典礼活動の存在はカトリック住民も認識していたものと思われるが、これらが公衆の面前で「公に」行われたい限りは特にトラブルは生じなかった。また、「公の」典礼と「私的な」典礼の境界が極めて曖昧だったために、プロテスタント信徒共同体は「越境典礼」への参加を許可制とし無秩序にそれが行われることを防ぎ、市壁内典礼への1回ごとの参加人数を制限するなどして、自らの典礼活動がカトリック住民を刺激することを極力防ごうとしていたことが明らかになった。

成果の国内外における位置づけ

「越境典礼」自体は「宗教的寛容の社会史」研究においても取り上げられてきたが、「共存」を成り立たせるための「万能の解決策」として評価される傾向があった。本研究は、ケルンのプロテスタント信徒共同体が「越境典礼」に全面的に依存するのではなく、自共同体のアイデンティティ維持のために市壁内典礼にも注力したこと、「私的な」典礼を挙げるに当たり細心の注意を払っていたことを明らかにしたことで、「共存」の基盤が先行研究が指摘するよりもより不安定だったことを明らかにできたと考えられる。

今後の展望

「共存」の基盤の脆弱性という着想は、(2)の研究成果に応用されている。

(2) 都市ケルンにおける宗派紛争の分析

研究の主な成果

得られた研究成果については現在論文を執筆中である。「居留民条令問題」訴訟においては、原告であるプロテスタント住民側が、「居留民条令」はプロテスタント住民を標的として経済活動を制限するものだとし、「宗派問題」であると主張するのに対し、都市参事会側は「居留民の中にはカトリックも含まれる」とし非宗派的な問題であると主張した。これは、ヴェストファーレン講和条約において規定された、宗派問題に関わる特例的手続（帝国裁判所における両党派同数の判事による審理、帝国議会への上訴の容認）を見越した上での、両当事者による戦略であると理解できる。

訴訟の過程で原告・被告ともヴェストファーレン講和条約を自身の主張の根拠としたが、両当事者による条文解釈には大きな差異が存在したことが明らかになった。同一の条文に対する解釈の幅の存在は、同条約の条文に未だ解釈について曖昧な部分が多く存在し、明確な共通理解が存在していなかったことを示している。

「居留民条令問題」訴訟における帝国諸機関の機能については、分析の結果消極的に評価せざるを得ないことが明らかとなった。当初帝国最高法院へ提訴された訴訟は結審せず、帝国議会へと移送された。さらに、帝国議会においても明確な判断が示されることはなく、帝国機関が紛争解決に直接的に寄与したとは言い難い。

しかし、分析の結果、紛争当事者が訴訟を帝国機関へ持ち込むことの意義も間接的ながら明らかになった。すなわち、「居留民条令問題」が帝国議会へ移送されると、議会内のプロテスタント党派が当該問題を皇帝・カトリック党派との交渉の材料に用いた。また、当該問題が帝国最高法院へ提訴されると、訴訟を報じるパンフレット等が刊行され、帝国内の法曹関係者の目に触れることとなった。このような「居留民条令問題」の「帝国政治化」とメディア展開は、紛争当事者から自由な行動の余地を奪い、妥協へと至らしめる圧力となったと考えられる。実際に、「居留民条令問題」訴訟が帝国議会へと移送されると、都市参事会は当条令の改訂に乗り出し、居留民に対する経済的規制を大幅に緩和することで、紛争の幕引きを図ったのである。

「居留民条令問題」とは本来非市民による経済活動の規制の是非が問われたものであり、特定宗派の信仰を規制するものではなかった。これを「宗派問題化」させることにより、プロテスタント住民は当該問題を「帝国政治化」させることに成功する。しかし、帝国最高法院や帝国議会における審理が結審しなかったように、一旦「宗派問題化」した紛争に対して、帝国機関による明確な結論が下される可能性は低かった。ただし、紛争当事者は、信仰に関わる事柄について譲歩することが困難であっても、「宗派問題」の原因となった非宗教的要因については妥協することができたのである。

成果の国内外における位置づけ

本研究は特定地域における個別の宗派紛争を、帝国政治との関連に配慮した上で、その発生から終息に至るまでを体系的に分析したものである。従来までの宗派紛争を扱った研究は、「宗教的寛容の社会史」研究のように特定地域の完結した事象として分析するか、帝国国制史研究

のように特定の帝国機関の活動のみに着目して分析を行っていた。本研究は、個別地域の宗派紛争の事例を帝国機関の活動と帝国政治の展開と関連させて扱うことで、上記二つの研究動向を結びつけることができたと考える。

今後の展望

本研究を通じて明らかにしてきたのは、日常生活における「共存」の試みと、「共存」が動揺した際に現れる「不寛容」とその克服の試みを中心とした、「実態としての寛容」であった。この「実態としての寛容」は、異なる信仰の他者との共存を積極的な価値として賞賛する「理念としての寛容」とは異なるものである。

しかし、「実態としての寛容」がどのような過程を経てどの時点で「理念としての寛容」へと転換していくのかについては、本研究では明らかにすることができなかった。今後はこの問題に取り組むべきであると考えられる。

<引用文献>

- 1 . Braun, B., u. Wischmeyer, J., Vom Umgang mit konfessionellen Grenzen. Aushandlungsprozesse und rechtliche Festlegungen, in: Roll, C., Pohle, F., et Myrczek, M. (eds.), *Grenzen und Grenzüberschreitungen*, Köln/Weimar/Wien 2010, pp. 163-69.
- 2 . Kaplan, B. J., *Divided by Faith. Religious Conflict and the Practice of Toleration in Early Modern Europe*, Cambridge(MA)/London 2007.
- 3 . Kleinhagenbrock, F., 'Konservierung oder Weiterentwicklung des Religionsfriedenssystems von 1648. Das Reichskammergericht in den Konflikten um die Besitzstände der Konfessionsparteien', in: Battenberg, Friedrich et Schildt, Bernd (eds.), *Das Reichskammergericht im Spiegel seiner Prozessakten. Bilanz und Perspektiven der Forschung*, Köln/Weimar/Wien 2010, pp. 179-196.
- 4 . Schilling, H., Die Konfessionalisierung im Reich. Religiöser und gesellschaftlicher Wandel in Deutschland zwischen 1555 und 1620, in: *Historische Zeitschrift* 246-1 (1988), pp. 1-45.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

鍵和田賢「信仰のために「国境」を越える 近世都市ケルンにおける改革派プロテスタントの「越境典礼」」『史潮』(82) 24-45 2017 年 12 月 査読無

〔学会発表〕(計 4 件)

鍵和田賢「「不寛容」という戦略 18 世紀初頭の都市ケルンにおける「居留民条令改定問題」を事例として」ドイツ史研究会 2018 年 12 月 27 日

鍵和田賢「近世後期神聖ローマ帝国における「宗派問題」のメカニズム 都市ケルンの福音派住民による帝国最高法院への上訴を中心に」西洋史研究会 2018 年度大会 2018 年 11 月 17 日

鍵和田賢「ヴェストファーレン講和条約体制下の「宗派問題」 18 世紀初頭の都市ケルンにおける「居留民条令改訂問題」を中心に」福島大学史学会 1 月例会 2018 年 1 月 25 日

鍵和田賢「近世神聖ローマ帝国史の捉え直し 宗教の観点から」福島大学史学会大会 2015 年 11 月 23 日

〔その他〕

鍵和田賢「「未完の」宗教改革 宗教改革はいつ終わったのか?」(「広がる宗教改革」2) 『UP』(540) 42-45 2017 年 10 月

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。